

経営管理態勢について

当金庫は、経営の健全性確保に向け、内部統制のあり方を定める「内部管理基本方針」の制定をはじめ、「コンプライアンス（法令等遵守）」、「反社会的勢力への対応」、「マナー・ローンダリング等」防止、に関する体制と諸方針を整備し、経営管理態勢の強化・充実に努めております。

内部管理基本方針

当金庫は、業務の健全性及び適切性の確保に向け、内部統制のあり方を定める「内部管理基本方針」を制定し、内部管理体制の整備と実効性の確保に努めております。

〈内部管理基本方針〉概要

1. 理事及び職員並びにその子法人等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の整備
4. 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 当金庫及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス態勢（法令等遵守）

コンプライアンスとは、当金庫が日常業務を遂行するにあたってあらゆる法令やルールを遵守することをいいます。信用金庫の公共的使命である金融の円滑化や地域経済の発展を担うために、当金庫役職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、法令等遵守に取り組み、お客さまに信頼していただくことが不可欠と考えます。当金庫はコンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、「亀有信用金庫コンプライアンス宣言」を策定し、コンプライアンス態勢の充実・強化に取り組んでおります。

1 コンプライアンス態勢の取扱強化

当金庫は、コンプライアンス態勢を構築するために「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、全部店に配置されたコンプライアンス管理者及び担当者が中心となり、コンプライアンス態勢の実践に取り組んでおります。

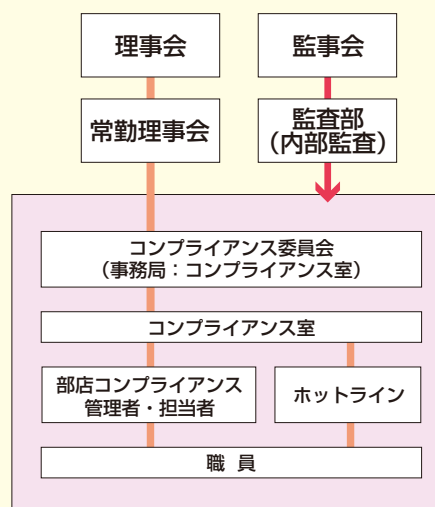
また、外部講師等による階層別の集合研修やコンプライアンス統括部署であるコンプライアンス室の臨店指導によりコンプライアンスの教育指導、モニタリングを行い、「実効性あるコンプライアンス態勢」の構築に取り組んでおります。

さらに、代表理事を委員長とした「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、コンプライアンスに関する状況の把握、課題についての協議・検討を行っております。

2 コンプライアンス・マインドの醸成

当金庫は、「法令等遵守に係る基本方針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定、随時見直しを行い、全役職員に配付し、諸会議や研修等あらゆる機会を利用して、その内容の周知徹底を図りコンプライアンス重視の企業風土醸成に取り組んでおります。

〈コンプライアンス態勢〉



反社会的勢力への対応

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、当金庫の業務の健全性および適切性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守しています。また、「東京都信用金庫 暴力団等排除対策協議会」に参加し、警察及び暴力追放運動推進センター等と親密に連携を取り反社会的勢力の排除に向け取り組んでおります。

〈反社会的勢力に対する基本方針〉

亀有信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融、並びに経済制裁違反防止への取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融、並びに経済制裁違反の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネー・ローンダリング対策室を統括部署、マネー・ローンダリング統括役員を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

〈マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融、並びに経済制裁違反防止基本方針〉

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融、並びに経済制裁違反（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）防止を経営戦略等における重要な課題の一つと位置付け、金庫全体として実効的な管理態勢を構築することを目的として取り組みを強化します。

1.実施する事項

当金庫は、全ての「マネー・ローンダリング等」に係る法令等を遵守し、「マネー・ローンダリング等」防止に係る適切な態勢を整備し、以下の事項について取り組みます。

- (1) リスクベース・アプローチの手法に基づく実効的管理態勢の構築
- (2) 「マネー・ローンダリング等」防止に係る取引時確認等の顧客管理措置
- (3) 疑わしい取引の届出及び資産凍結等への適切な措置

2.内部管理態勢の整備

当金庫は、「マネー・ローンダリング等」防止に係る内部管理態勢を整備するため、以下の項目に取り組みます。

- (1) 「マネー・ローンダリング等」防止対策に係る組織・規程の整備
- (2) 役職員に対する研修・指導等を通じた、「マネー・ローンダリング等」防止の重要性及び各自の役割についての周知
- (3) 「マネー・ローンダリング等」防止に係る遵守状況等の点検と点検結果を踏まえた継続的な態勢の改善
- (4) グループ一体での管理・推進